



独占禁止に対する監督管理を強化 プラットフォーム経済を初めて監督管理範囲に

リーグ独占禁止法研究チーム

2022年8月1日から改正「独占禁止法」が正式に施行し、「経営者集中審査規定」「独占協定禁止規定」「市場支配的地位濫用行為の禁止規定」及び「行政権力の濫用による競争の排除、制限行為制止規定」の関連規定（以下は「4規定」という）が2023年3月10日に公布され、2023年4月15日から施行する。

今回施行する4規程を微視的に見れば、独占行為の認定基準と判断要素をさらに明確に規定している。例えば、「経営者集中」の審査における「集中の実施」に関する判断要素を改善し、経営者集中におけるコントロール権の判断要素を明確にし、市場支配的地位濫用におけるコントロール権の判断要素を明確に規定し、「市場集中程度」を関連市場の競争状況を分析するうえでの考慮要素として新たに導入したなどが挙げられる。

巨視的に見れば、今回の4規定は、「独占禁止法」によって市場競争を刺激する意図をさらに徹底している。例えば、「ハブ・アンド・スポーク型合意」「デジタルプラットフォーム及びデータ算出法協定」などの一部の新現象や過去の法律では拘束が難しかった独占行為に対する規制を追加した。また、「垂直的独占協定のセーフハーバー規則」などの特別な状況を導入し、良好なビジネス競争環境の構築を指導する作用を備えている。

弊所ではクライアントの皆様の業務において、今回の4規定で改正された内容のうち、下記の3点について特にご注目いただくよう指摘したい。

① プラットフォームエコノミーにおける関連市場の画定規則が明確にされた

独占行為における関連市場の画定について、これまでは、主に「関連市場の画定に関するガイドライン」を根拠としていたが、今回の4規定では、関連市場を画定するうえで当該「ガイドライン」におけるニーズ代替、供給代替などの多方面の考慮要素を収めている。また、4規定では、プラットフォームエコノミーを監督管理範囲に初めて収め、規定により、プラットフォームの一方面の商品に基づいて関連商品市場を画定できるとともに、プラットフォームに関わる商品が多方面であることに基づいてプラットフォーム全体を一つの関連商品市場として画定することもでき、または各関連商品市場の関係と影響を考慮して複数の関連商品市場に分けて画定することもできる。



即ち、インターネットプラットフォームでの販売に関わる行為は、当該プラットフォームのみ、あるいは当該プラットフォームにおけるいずれか一種類の商品を「関連市場」として画定できるため、このようなプラットフォーム上の行為では特に注意する必要がある。なお、一部の小規模プラットフォーム（例えば、専門設備、機械を販売するプラットフォームなど）を独立した関連商品市場として画定できるか否かについては、今後の監督管理に注目していく必要がある。

② 「セーフハーバー規則」における市場占有率の基準に注意

2022年に公布された「独占協定禁止規定（意見募集稿）」では、垂直的独占協定に関わる疑いがある市場主体の関連市場における占有率の判断基準を15%と定めていた。即ち、経営者の規模が関連市場の15%以上の占有率となった場合には、当該経営者と販売代理者が締結した価格制限協定は独占禁止調査を受ける可能性がある。

しかし、その市場占有率基準は正式な規定において削除され、その代わりに、現行の「独占協定禁止規定」第17条により「**経営者による関連市場での市場占有率が市場監督管理総局の定める基準を下回り、且市場監督管理総局の定めるその他の条件に適合する**」場合には、**独占禁止法による懲罰が免除される**と規定した。我々の推測によれば、市場監督管理総局では、この基準について、内部でまだ一定の合意ができてなく、これからの関連実施細則あるいは実際に執行する際の執行基準を踏まえて、「その他の条件」「市場監督管理総局の定める基準」などがさらに明確化されるものと見込まれる。

③ 経営者集中申告の条件未達下における合併買収の変化に注意

今回の新規定では、経営者集中が申告基準に達していなくても、当該経営者集中において競争を排除、制限する効果が存在し、あるいは存在する可能性があることを証明できる証拠があった場合には、市場監督管理総局は経営者に申告を要求し、且書面で経営者に通知できると規定している。集中がまだ実施されていない場合には、経営者集中が未申告または申告後批准前に、集中を実施してはならない。集中がすでに実施されている場合には、経営者は書面による通知の受領日より120日以内に申告する必要がある、且集中が競争にもたらす影響を減らすために、集中停止などの必要な措置をとらなければならない。

要するに、**独占禁止審査機構は、合併買収取引に対して、自主審査権を有しており、実質的にいわゆる「キラー買収」に類似する法律リスクを顕著に引き上げている**。関連する経営者集中審査が始まると、取引先に「待機義務」が生じ、取引の各項目の進展に影響を与え、集中が競争にもたらす影響を減らす措置を取る必要もある。従って、取引スケジュールへの不利な影響を極力減らすために、関連取引先においては、なるべく早急に独占禁止専門弁護士と相談し、事前取引リスク評価と対応策を適切に行っておくことをお勧めする。